

広島県告示第四百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定によつて、次のとおり都
市計画事業を認可した。

平成二十七年六月二十二日

広島県知事 湯崎英彦

一 施行者の名称

広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・三・七〇二号長束八木線及
び三・三・七〇三号川の内線

三 事業施行期間

平成二十七年六月二十二日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

広島県広島市安佐南区緑井八丁目、八木三丁目及び八木四丁目地内
使用の部分
なし